



交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会 安全環境委員会

令和 8年 7月

第184号

職場における熱中症対策の徹底

労働安全衛生規則の改正に伴い、職場での熱中症対策が強化されています。特に7月は1年の中で熱中症による死亡者数が最も目立つ時期です。

1. 義務化の基準(対策が必要な環境)

WBGT(暑さ指数)28度以上、または気温31度以上
上記環境下で、連続1時間以上、または1日4時間超の作業が見込まれる場合

2. 事業所で取り組むべき3つのステップ

- (1) 報告体制の整備: 体調不良者を早期に「見つける」仕組みづくり
- (2) 実施手順の作成: 異変を感じた際の「判断・対処」ルールの策定
- (3) 関係者への周知: 管理者だけでなく、全ドライバー・作業員への教育

3. 助成金の活用(労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金事業)

協会では熱中症対策にかかるワークウェア(ファン付きウェアなど)のほか送風機能付き座席用クッションやウォーターサーバーの水も追加されていますので詳しくはお問い合わせください。



夏の交通安全県民運動の実施

夏の交通安全県民運動

実施期間
令和8年7月15日(水)~7月24日(金)

重点1 横断歩道利用者ファースト運動の推進などによる歩行者の安全の確保

重点2 自転車・特定小型原動機付自転車(電動キックボードなどの小型モビリティ)の交通ルールの理解・遵守の徹底

重点3 飲酒運転・ながらスマホ等の危険運転の根絶

貨物軽自動車の事故報告

法改正(令和6年国土交通省令第90号)により、2025年(令和7年)4月から貨物軽自動車運送事業者も同規則の適用対象(報告義務の対象)に加わりました。

軽トラックの酒気帯び・衝突事故

令和8年6月13日(土)午前7時30分頃、東京都北区の交差点において、軽トラックが第二車線から当該交差点を左折しようとしたところ、第一車線を走行してきたオートバイと衝突した。

この事故により、オートバイの運転手が死亡した。

なお、事故後の警察の取り調べにより、軽トラックの運転手が飲酒運転で逮捕された。

※国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」第867号(R8.6.19)より抜粋

横断歩道利用者ファースト運動の推進などによる歩行者の安全の確保

★運転者の皆さんは★
信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』の路面標示(ダイヤモンド)や道路標識が設置されています。これが見えたら歩行者の有無をしっかり確認しましょう。
歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止して道を譲りましょう。

★歩行者の皆さんは★
横断歩道を渡る時は、車両に対して『手をあげる』などして横断の意思表示を行い、車両が停止した後に左右の安全確認をしてから横断しましょう。

横断歩道 + 歩行者 = 一時停止 道を譲る

先どうぞ
近江の道の
あなたがたかさ

令和8年度
交通安全スローガン

自転車・特定小型原動機付自転車(電動キックボードなどの小型モビリティ)の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車の違反にも青切符!! 令和8年4月1日から
※16歳以上の者による自転車の一定の交通違反には反則切符が適用されます。

確認しよう!
自転車の交通ルール
※(警察庁) 自転車ポータルサイト

すべての自転車利用者がヘルメットを着用
自転車乗車中に交通事故に遭われた方の多くが頭部を負傷しています。通勤通学、買い物等の日常生活でも自転車に乗る時は必ず乗車用ヘルメットを着用して頭部を守りましょう。

ヘルメット
命を守る
おくりもの

令和8年度
交通安全スローガン

飲酒運転・ながらスマホ等の危険運転の根絶

★運転者の皆さんは★
飲酒運転は犯罪です。
少しでもお酒を飲んだら運転は絶対にやめましょう。

★家族、地域の方は★
飲酒運転を「しない、させない、ゆるさない」環境を作りましょう。

危険!ながらスマホ!その1秒が・・・
「ながらスマホ」は、周囲の危険に気づかず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながる危険な行為です。
絶対にやめましょう!

滋賀の路
スピードダウンで
視野アップ

令和8年度
交通安全スローガン